

木更津市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動（第3条・第4条）

第3章 議員の活動（第5条・第6条）

第4章 議会の機能の強化（第7条―第10条）

第5章 市民との関係（第11条―第13条）

第6章 市長等との関係（第14条―第18条）

第7章 議会事務局等の機能の強化（第19条・第20条）

第8章 災害への対応（第21条・第22条）

第9章 検証等（第23条）

第10章 他の条例等との関係（第24条）

附則

本市は、昭和17年に千葉県で6番目の市として誕生した後、南房総地域における中核都市として発展し、人口も増加を続けた。平成の時代となってからは、東京湾アクアラインの開通や大型商業施設の進出等により、海や山に囲まれた自然豊かな環境を有しながら、人と物が循環する「定住」と「交流」の街へと変貌している。

議会は、市民から選ばれた議員で構成する議事機関であり、市民自治の要である。本市特有の課題の解決、複雑多様化する市民ニーズへの対応等、議会及び議員が果たすべき役割は増大している。

また、平成12年に施行されたいわゆる地方分権一括法を始めとし、地方自治体の自己決定と自己責任が拡大していく中で、議会に対しては、市長その他の執行機関に対する監視等の役割を果たすだけでなく、既存の枠組みにとらわれない取組が求められる。

議会は、市民の多様な意見を把握し、議会の果たすべき役割を認識し、責任ある政策決定と継続的な議会改革及び機能強化に取り組む使命にある。

そして、市長等と緊張関係の下、双方の努力と対話により、市民にとって最良の意思を決定し、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指さなければならない。

この使命と理念を達成することを誓い、議会の基礎となる木更津市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）及び議員の責務、役割及び活動原則を明らかにし、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他議会の基本となる事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び地域社会の活力ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市に住所を有する者、本市に存する事務所又は事業所に勤務する者、本市に存する学校に在学する者、本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体並びに市税の納税義務のある者をいう。
- (2) 正副委員長会議 委員会運営上の共通事項及び課題等に関し、協議及び調整を行う会議をいう。
- (3) 会派 基本的政策が一致する議員で構成する組織で、議長に届出をしたものをいう。
- (4) 会派代表者会議 会派を代表する者で構成する会議をいう。
- (5) 政策研究会 政策の立案及び提言（以下「政策立案等」という。）に関する研究、議論等を行うことを目的に議会が設置する会議をいう。
- (6) 請願等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める請願及び木更津市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものをいう。

第2章 議会の活動

(議会の活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する機関として、情報公開等により説明責任に努め、市民に信頼される開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議決責任を重く認識し、議員間の討議及び十分な調査研究を行い、責任ある政策の決定を行うこと。
- (3) 市民の意見を的確に把握し、政策立案等へ反映させること。

- (4) 委員長、副委員長その他会議の長は、会議を効率的かつ効果的に行うため、準備、調整等を行うこと。

(委員会等)

第4条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置くことができるものとし、運営その他必要な事項は、木更津市議会委員会条例（昭和50年木更津市条例第24号）に定める。

- 2 常任委員会は、市政に関する課題や市の事務を自主的に調査し、付託された事件への責任ある審査を行うものとする。
- 3 議会運営委員会は、適正かつ円滑な議会運営を行うものとする。
- 4 特別委員会は、付議された事件の専門性及び特殊性を考慮し、的確な審査を行うものとする。
- 5 議会は、活動の充実を図るため、法及び会議規則に定める活動のほか、必要に応じて正副委員長会議、会派代表者会議、政策研究会等の活動を行うものとする。

第3章 議員の活動

(議員の活動の原則)

第5条 議員は、議会の一員として、議会の理念と目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であり合議制の機関であること及び議員間の立場が対等であることを認識し、積極的な討議により結論を出す環境づくりを行うこと。
- (2) 一部の団体及び地域にとどまらない、多様な意見を把握するとともに、議会及び議員の活動について、市民に対し、積極的に報告を行うこと。
- (3) 不断の研修、視察、研究等により自己の知恵や見識の向上を図ること。
- (4) 地位による影響力を認識し、常に市民の代表であることを意識して活動すること。

- 2 議員の倫理に関しては、別に定める。

(会派)

第6条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策に関する意思を表明するとともに、必要に応じて会派間で意見の調整、協議等を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 議会は、前項の合意形成を図るため、会派代表者会議を開催することができる。

- 4 議会は、いずれの会派にも属さない議員があるときは、会派代表者会議につき、当該議員に対し、適切な配慮を行うものとする。

第4章 議会の機能の強化

(政策立案等)

第7条 議会は、市長等に対し、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案等を行うものとする。

- 2 議会は、前項の政策立案等を行うため、政策研究会を開催することができるものとし、必要に応じて有識者等を活用することができる。

(専門的事項に係る調査)

第8条 議会は、適切な判断に資するため、必要に応じて、法に定める公聴会の開催、参考人への聴取、学識経験者等による専門的事項に係る調査を行うものとする。

(政務活動費)

第9条 会派は、木更津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年木更津市条例第5号）の定めるところにより政務活動費の交付を受けることができる。

- 2 議会は、政務活動費の収支状況を公表するものとする。

(多様な手段の活用)

第10条 議会は、議会の活動を効率的かつ効果的に行うため、積極的に情報通信技術等の多様な手段を活用するものとする。

第5章 市民との関係

(市民の参画)

第11条 議会は、木更津市議会情報公開条例（平成12年木更津市条例第32号）の定めるところにより情報を公開する。

- 2 議会は、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。
- 3 請願等の付託を受けた委員会は、必要に応じて、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(広報活動)

第12条 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙、ホームページ等を活用し、情報の共有を図るものとする。

- 2 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表する。

(個人情報の保護)

第13条 議会、議員及び会派は、目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第14条 議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、市民の代表として、市長等の事務の執行の監視等に努めるものとする。

2 議員は、議会の会議における論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

(市長等の反問)

第15条 市長等は、論点及び争点を明確にするため、議長、委員長その他会議の長（以下「議長等」という。）の許可を得て、議員の質疑等に対する反問をすることができる。

2 議長等は、前項の反問が適当と認められる場合は、質疑等を行った議員に対し、説明を求めることとする。

(市長等の説明)

第16条 市長等は、重要な政策、計画、事業等を提案するときは、その論点を明確にし、審議等の水準を高めるため、議会に対し、必要な資料の提供と説明に努めるものとする。

2 市長等は、予算又は決算の審議にあたり、施策別又は事業別の説明に努めるものとする。

(文書による質問)

第17条 議員は、議会の閉会中に議長の許可を得て、市長等に対し、文書により質問をすることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかな回答に努めるものとする。

(議決事件の追加)

第18条 法第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるもののほか、別に条例で定める。

(1) 木更津市基本構想の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成25年木更津市条例第26号）に規定するもの

(2) 木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例（平成28年木更津市条例第29号）に規定するもの

(3) 木更津市名誉市民条例（昭和３７年木更津市条例第３０号）に規定するもの

第７章 議会事務局等の機能の強化

（議会事務局の機能の充実）

第１９条 議会は、議会の活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実及び強化を図るものとする。

（図書等の充実）

第２０条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。

第８章 災害への対応

（災害に対する活動等）

第２１条 議会及び議員は、市民等の生命、身体及び財産に影響を及ぼす災害（以下「災害」という。）の発生に備えるため、平時から地域の情報の把握及び市長等との情報共有を行うものとする。

（災害時における活動等）

第２２条 議会は、災害が発生した場合に、市民等及び地域の状況を把握し、総合的かつ機能的に活動できるよう、連絡及び意思決定等の体制を整備するものとする。

２ 議会は、災害が発生した場合に、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定する等、災害からの復興に向け積極的に活動するものとする。

３ 議員は、災害対応及び防災に係る取組が円滑に行われるよう活動するものとする。

第９章 検証等

（検証等）

第２３条 議会は、本条例の目的の達成について、適宜に検証を行い、改善が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

２ 議会は、本条例が議会の基本となる条例であることを踏まえ、市民の意見や社会情勢の変化の把握に努め、必要と認められる場合は、本条例の見直しを行うものとする。

第１０章 他の条例等との関係

（他の条例等との関係）

第２４条 議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。